

第3章 第3期大阪市北区地域福祉計画の基本理念と取り組みの柱

基本理念

全ての人がつながり、支えあって活きるまち 北区

～一人ひとりがあるまま、自分らしく暮らし、まなび、集う地域づくり～

大切にしたい視点

気にかける・
気にかける
地域づくり

だれもが地域で
つながり支えあ
まちづくり

だれもが
「地域の参加者」
「ふくしの担い手」

個性と多様性を尊重
し、互いを認めあい
共生するまち

地域団体、NPO、
企業などの強みや
特性を活かす
交流と連携の促進

「ふくしのまなび」から
生まれた場を
はぐくむ・つなげる

取り組みの柱

- 1 住民一人ひとりが主体となって、ともに支えあう地域づくり
- 2 一人ひとりに寄り添う“きめ細やかな”相談・支援の充実
- 3 「ふくしのまなび」から「福祉の担い手」「参加し交流する場」づくりへ
- 4 多様な担い手が役割を分担し、協働して支援を行う仕組みづくり

1 基本理念

大阪市の都心部である北区では、都心回帰の流れの中、新たな開発による大規模マンションなどの建設が進み、また、2024年のうめきた第2期開業をはじめとする区内での大規模な都市開発、2025年の大阪・関西万博開催などに伴い、今後も著しい人口の流入が進むものと予想されます。これらの影響により、北区においては、子育て世帯の増加が進む一方、区内の単独世帯は6割を占めるなど、ひとり親世帯や高齢者の単独世帯の割合についても今後も一層増加すると思われます。

このような中、少子高齢化の進展や経済・社会的格差の拡大、地域のつながりの変容など、この間、私たちを取り巻く社会情勢は大きく変化しており、地域における福祉課題はより一層多様化・複雑化しています。

とりわけ、2020年に急速に拡大した新型コロナウイルス感染症は、生活困窮や孤独・孤立が社会問題化するなど、わが国の社会全体に多大な影響を与え、地域社会における生活・活動もコロナ禍以前とは大きく変容することとなりました。対面でのコミュニケーションを基本とする地域の福祉活動が大きな制約を受ける中、第2期計画においては、令和4年度において「気にかける地域づくりの推進」を新たな視点として掲げるなどの見直しを行い、地域、企業、福祉関係機関などと行政が連携しつつ創意工夫を行い、地域福祉活動を継続してきました。

第3期北区地域福祉計画においては、将来ビジョンに掲げる将来像「人が集い、共に支えあい、絆をはぐくむまち」を具現化したまちの姿「安全・安心を身近に感じられるまち」「だれもが幸せに暮らせるまち」「地域資源やポテンシャルを活用し、持続可能で魅力的なまち」の実現のため、コロナ禍におけるさまざまな制約や課題に対する「気づき」や「創意工夫の実践」も踏まえ、

全ての人がつながり、支えあって活きるまち 北区

～一人ひとりがあるまま、自分らしく暮らし、まなび、集う地域づくり～

を基本理念とし、人と人とのつながり相互に支えあうことにより、個人が尊重され自分らしく暮らし続けられる地域づくりを推進していきます。

2 大切にしたい視点

基本理念のもと、つぎのような視点を大切にしていきます。

(1) 「気にかける・気にかけあう」地域づくりの推進

【地域における共助・共生の視点】

【排除抑止・権利擁護・社会的包摂(ソーシャルインクルージョン)の視点】

地域に暮らすだれもが自分らしく安心して暮らせる地域づくりの実現のためには、住民が自分の身近に暮らす人の存在や変化に気づくことが出発点となります。さらには、普段からお互いを気づかい、支えあうつながりを持つことが大切です。

身近に暮らすもの同士が、互いに「気にかけあい」、支えあうつながりを持つことで、災害など

の非常時における安否確認や救助活動、高齢者の孤立による困窮や孤独死、子どもや障がい者への虐待の防止などにつながります。

一方、地域には、援助を必要としながら、さまざまな場所や場面で排除され孤立している人々が存在します。また、認知症高齢者や障がい者など判断能力が十分でない人には、自ら意思決定し自己実現を可能とするための適切な相談支援が必要です。

地域に暮らす一人ひとりが、お互いの存在を意識し変化に気づくこと「気にかける」と、お互いを思いやり支えあう「気につけあう」視点を大切にすることで、こうした社会的に援助が必要な人も含め、全ての住民が地域で自分らしく、孤立することなく暮らしていける地域づくりを進めます。

(2) だれもが地域でつながり支えあうまちづくり

【新たな地域コミュニティづくりの視点】

大阪市の都心部である北区では、大幅な人口流出入や、一方で高齢者の単独世帯や子育て層の増加などが続いてきました。それらの影響により、地域における人と人とのつながりの希薄化や、大規模マンション建設などに起因する新たな住民コミュニティの形成など、地域におけるコミュニティは、この間、大きく様変わりしています。近隣の関係づくりによる日頃からの見守り体制の構築や、コミュニティ間の連携促進の視点に立って、全ての住民が地域で孤立することなく、だれもが地域でつながり、支えあって暮らせるまちづくりをめざします。

(3) だれもが「地域の参加者」「ふくしの担い手」

【住民主体の福祉コミュニティ形成の視点】

より良い地域づくりに向け、住民一人ひとりが主体として参加し、さまざまな課題の解決に向け協働することが重要となります。地域でともに暮らすだれかが困難を抱えたときには、地域で支えを受け、支える担い手となれるよう、全ての住民が地域の一員として社会のつながりを持ち、住民同士が困った時はいつでも支えあうことのできる地域共生社会の実現に向け、住民主体の地域づくりと福祉コミュニティ形成の視点に立って、地域づくりを進めていきます。

(4) 個性と多様性を尊重し、互いを認めあい共生するまち

【人権尊重と多様性・共生の視点】

北区には、高齢者、障がい者、子ども、外国にルーツを持つ人、LGBTQ+など、多様な背景や個性を持つ人たちが暮らしています。年齢や性別、国籍、社会的立場などの違いに関わらず、一人ひとりが地域社会の一員としての多様性を理解しあい、互いの人権を尊重する視点を大切に、ともに生き、ともに暮らせる共生社会の実現をめざします。

(5) 地域団体、NPO、企業などの強みや特性を活かす交流と連携の促進

【多様な主体の協働(マルチパートナーシップ)の視点】

北区には、誇るべき歴史や伝統文化と、各々の地域の特性に根ざした活動を多年にわたりはぐくみ伝えた団体と団結力があります。また、多くの企業や医療機関、社会福祉や子育て支援事

業者、近年ではさまざまな目的・特色を持った活動を展開するNPOが存在します。こうした活動団体や組織のそれぞれの強みや特性、魅力を活かした連携や協働によりまちづくりを進める「多様な主体の協働(マルチパートナーシップ)」の視点に立って、北区における地域福祉を推進します。

(6) ふくしのまなびから生まれた場をはぐくむ・つなげる

【福祉人材の育成と地域社会への参加支援の視点】

「福祉のこころ(福祉マインド)」をはぐくむためには、福祉に関する制度などへの理解や知識を習得し深めることや、さまざまな福祉の実践の場の現状や取り組みを知ることが求められます。また、ともにまなびあうことを通じて生まれた人と人とのつながりと共感を、地域における福祉活動の実践の場へと発展させていくことが地域の福祉力を高めることにつながります。幅広い世代・属性の住民に対し、さまざまな取り組みやアプローチを通じて、福祉をまなび、地域の課題をみんなで考える場をつくり、こうしたまなびの場を継続・発展させ実践につなげる視点を大切にすることで地域課題の解決をめざします。

3 取り組みの柱(基本目標)

取り組みの柱 1

住民一人ひとりが主体となって、ともに支えあう地域づくり (地域コミュニティ・防災・防犯)

北区においては、古(いにしえ)からの地縁や地域活動などにより形成された地域コミュニティが多数存在し、各々の地域の特色ある歴史や伝統文化、相互の見守りや助けあいなど住民同士の密接なつながりを継承してきました。一方で、区内ではこの間大規模マンションの建設などの都市開発が続いており、この傾向は、2024年のうめきた2期先行まちびらき、2025年の大阪・関西万博開催により一層加速することも予測されます。

このような都心回帰志向による急激な人口流入に起因した新たな住民コミュニティの形成が進んでいること、また、昨今の近隣関係の希薄化などともあいまって、北区における地域コミュニティの有様は、この間大きく変化を遂げています。他方、大阪市の都心部である北区においては、医療・介護・福祉の各組織や多分野の企業・事業所が多く立地する特性も有しています。

地域共生社会とは、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことです。北区における地域共生社会の実現に向け、自分たちが住んでいる地域をより良くしていきたいという住民の思いをつなげ、地域住民が主体的に地域での課題を発見し、解決に向けた活動が「自助」「共助」「公助」の役割分担のもと進められる取り組みを支援していきます。

また、従来から継続する地域コミュニティと、大規模開発などにより形成される新しいマンションコミュニティや、子育て、防災・防犯、地域おこしなどの目的によりつながり形成された新たな形態のコミュニティなど、多様なコミュニティの活性化や連携、さらには、区内企業・事業所などを含む多様な主体の地域活動への参画と交流が促進される環境づくりを進めます。

将来イメージ

- ・住民が主体となって地域課題について話しあい、相互のつながりあい・支えあいによる地域福祉活動が進んでいる。
- ・世代や属性を超えた日頃からの交流や見守り、助けあい活動により、災害や緊急時の備えが充実している。
- ・地域福祉に関する多様な主体の参画による「新たなつながり」が広がっている。
- ・地域での多様な取り組みがすべての区民に情報提供され、共有されている。

主な取り組み

- ・少子高齢化の進展や、大規模マンションなどの増加などにより、希薄化しつつある地域での住民同士のつながりを活性化し、住民が主体となって地域の課題を話しあい、取り組みを計画し行動する地域福祉コミュニティ形成を支援します。
- ・身近な地域で暮らすもの同士が、お互いを気かけ、つながりを持つことにより、普段の見守りや災害時における安否確認・救助活動などに役立てる「気にかける・かけあう」地域づくりを進めます。
- ・子育て、防災・防犯、まちづくりなど、各々の課題意識や目的によって生まれ、結ばれた新たな地域コミュニティ活動を支援し、住民が自ら主体となって地域課題を解決していく仕組みづくりを進めます。

1 地域課題の解決に向けた取り組みの支援 (小地域計画の策定・推進)

- ・各地域における福祉課題の解決に向けて積極的に取り組む活動を支援するため、小地域福祉活動計画に基づく活動が拡大、充実するように支援します。
- ・住民が地域における福祉課題を話しあうためのワークショップなどに参加し、住民自らが主体となって意見を出しあい、解決に向けて協働していく場づくりを支援します。
- ・地域でのさまざまな取り組みについて、すべての区民へ情報提供を促進します。

2 地域コミュニティの活性化と多様なコミュニティ活動の 担い手の連携の促進(コミュニティ活性化)

- ・マンション内の居住者同士のつながりづくりや、マンション内外の交流、連携を促進し、地域コミュニティの活性化を図ります。
- ・地域のさまざまな取り組みや相談窓口などの情報を多くの区民へ届けられるよう、マンションなどと連携し周知・広報に取り組みます。

3 地域における安全・安心の取り組み(防犯・見守り)

- ・区内の児童生徒の通学・帰宅時の安全確保や犯罪などから身を守るため、青色防犯パトロール車などによる巡回・啓発の継続、北区独自のこども110番運動の拡充に努めます。
- ・区民の安全・安心な暮らしを守るため、特殊詐欺、子どもが関連する犯罪などの犯罪抑止のため、青色防犯パトロール車による巡回・啓発、百歳体操など地域活動の機会を捉えての特殊詐

欺などに対する防犯啓発を行います。

- ・地域のまちなみの良好な環境や風紀・景観、路上の安全を守るため、各警察署と連携し、違法駐輪啓発や交通ルールの遵守の呼びかけなど、防犯・交通安全啓発を行います。

4 災害時にも支えあえるつながりづくり(防災)

- ・日頃からの見守り活動を推進し、災害時の避難支援にもつなげられるよう支援するとともに、防災訓練などを通じ、災害時などの要援護者支援の取り組みを強化します。
- ・災害時における要援護者などへの配慮(帰宅困難者対策を含む)について、関係機関などとの連携による取り組みを進めます。
- ・大規模災害時に、北区社会福祉協議会において、大阪市との協定に基づき北区災害ボランティアセンターを設置し、被災地ボランティアの活動拠点として災害ボランティア活動を円滑に推進するとともに、災害ボランティアセンター運営支援者の育成やスキルアップ支援を行います。

取り組みの柱 2

一人ひとりに寄り添う“きめ細やかな”相談・支援の充実 (包括的相談支援)(アウトリーチ)

急激な少子高齢化の進展により、北区においても一人暮らしや認知症など、さまざまな問題を抱え、支援を必要とする高齢者が急増しています。一方、急激な人口流入に伴う子育て世帯の増加などによる子育てニーズの増大とともに、子どもの貧困や虐待、ヤングケアラーなど、子どもを取り巻く課題も多様化・複雑化しています。

また、地域には、このような高齢者、子どもや子育て世帯のほか、ひとり親世帯、障がいを持つ人、経済的困窮にある世帯、外国にルーツを持つ人など、年齢、性別も含めさまざまな属性、言語や文化的背景を持つ住民がともに生活しており、各々が抱える課題も、制度の狭間にあったり複数にまたがる場合も多々見られます。

「令和6年度北区地域福祉活動に関するアンケート」においても、地域福祉を推進するための課題について、「相談しやすく、わかりやすい相談窓口の開設」が最も多く、次いで、「情報を必要としている人に適切に届ける」が挙げられています。

北区においては、このように制度の狭間や複合的な課題を抱えた住民・世帯を支援するために、属性を問わない包括的な相談・支援体制づくりなど、施策横断的な課題解決に向けた取り組みをさらに推進していきます。

また、さまざまな属性、課題を抱える住民が、地域で社会的に孤立することなく必要なときに必要な相談や支援を適切に受けることができるよう、日常からの見守りや相談体制の充実に引き続き取り組むとともに、各々の個性と尊厳が尊重され、地域において自立した生活を送れるよう、虐待防止や権利擁護※の取り組みを推進していきます。

さらに、すべての住民に対し、必要な情報が適切に届くよう、効果的・効率的な情報発信を進めます。

※権利擁護：判断能力が十分でない方々などの権利の代弁・弁護を行い、安心して生活できるよう支援すること。

将来イメージ

- ・高齢者・障がい者・ひとり親・生活困窮者・困難な問題を抱えた女性など、支援を必要とする区民に対し、世代や属性を超えた包括的な相談支援体制が構築されている。
- ・子ども・高齢者・障がい者など、社会的弱者に対する虐待防止や判断能力が不十分な人への支援対応など、権利擁護と意思決定や自己実現のための相談支援、安心・安全の確保などの体制が整っている。
- ・子育て世帯や子ども・青少年が暮らしやすい取り組みが進んでいる。

主な取り組み

- ・高齢者・障がい者・ひとり親・生活困窮者など、複合的な課題を抱えた人や世帯に対する包括的な相談支援や権利擁護体制を、地域福祉課題に携わる関係機関や団体との連携促進を図りつつ構築・充実していきます。
- ・地域福祉に関する各種制度や相談体制など、支援に必要な情報が当事者に的確に届くとともに、支援者間や区民にもあまねく共有されるよう情報発信の取り組みを強化します。

1 地域における見守り・相談支援体制の充実 (見守り相談室・民生委員・児童委員活動)

- ・地域の身近な相談窓口や見守り機能体制の充実を図るため、「見守り相談室」を設置・運営し、高齢、障がい、難病などの要援護者名簿を整備し、地域における普段からの見守り活動に活用するとともに、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置し、包括的相談支援・権利擁護体制と、きめ細やかな見守りネットワークの構築・充実を進めます。
- ・地域住民の身近な相談窓口として各地域に地域福祉コーディネーターを配置し、課題解決に向けた他機関との連携や緩やかな見守り支援を行います。
- ・CSW、地域福祉コーディネーター、区役所職員や警察・消防など行政機関などが参加する連絡会を毎月開催し、情報共有の充実や新たなネットワークの形成による見守り・相談支援機能の強化を進めるとともに、有識者を招聘して事例検討会を実施するなど、さまざまな研修や情報提供の場を充実し、各々のさらなる専門性のスキルアップを図ります。
- ・民生委員・児童委員及び主任児童委員と行政、社会福祉関係団体などの連携を強化し、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者など、支援を必要とするあらゆる区民に対し、アウトリーチも含めた支援体制の充実を図ります。

2 地域で安心して暮らすことのできる支援の充実 (障がい者地域自立支援・高齢者包括支援・生活困窮者自立支援)

- ・障がい者(児)とその家族への相談・支援の充実を図るため、障がい者基幹相談支援センターや地域自立支援協議会を活用し、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいに関する専門機関との連携を強化します。
- ・地域包括支援センター・ランチと行政、社会福祉関係団体などが連携し、地域における高齢者の見守りと相談支援体制をより一層強化します。また、地域包括支援センターを含む認知症の相談窓口の周知と認知症に関する正しい知識の普及・啓発などを積極的に行い、認知症の早期発見と迅速な対応及び、住民自らの認知症予防の取り組みを進めます。

- ・認知症初期集中支援チーム「オレンジチーム」を中心に認知症サポーター「オレンジサポーター」と連携し、認知症の人が住み慣れた地域で安心して生活し続けることができる社会の実現、認知症の人にやさしいまちづくりを進めます。(取り組みの柱3(2)に再掲)
- ・在宅で医療や介護を受けている高齢者や障がい者などが十分な支援やサービスを受けることができるよう、また、このような援助が必要な人たちを介護・介助している人が孤立せず、地域とのつながりを継続できるよう、障がい者基幹相談支援センターや地域包括支援センターなど各種相談支援機関や、在宅医療関係機関・居宅介護支援事業者などと連携して、介護者のための相談・支援を充実します。
- ・DV(ドメスティックバイオレンス)被害や性的搾取など、またそれに伴う精神的被害や経済的困窮など、困難な状況にある女性に対し、女性相談支援員(市民局設置)や関係機関と連携し、自立に向けた継続的支援を行います。
- ・障がい、高齢・ひとり親など、複合的な理由による生活困窮により支援が必要な区民に対し、生活困窮者の自立支援のための相談窓口「よりそいサポートきた」を運営し、就労支援や家計管理など総合的な相談支援を実施します。
- ・民間企業、NPO、地域団体などと連携し、フードドライブ・フードパントリーを実施し、生活困窮者や子どもの居場所事業などに対する支援と支援者間の連携体制を構築します。(取り組みの柱3(2)に再掲)

3 子ども、青少年が健やかに育つための支援の充実 (子育て支援「北区版ネウボラ」)

- ・「北区版ネウボラ」の取り組みとして、お住いの地域を担当する保健師が身近な健康サポーターとして妊娠～出産～子育てまでを切れ目なく支援します。
- ・こども家庭センターを活用し、家庭児童相談員や保健師、児童福祉施設など専門機関と連携し、子育て中の保護者が孤立することなく、地域で安心して子どもを産み、育てられる環境づくりを支援します。
- ・プレスクールワーカーを配置し、区内の子育て支援施設に出向いての助言指導を行い、児童虐待の早期発見や予防、支援の必要な子どもや世帯を支援者につなげるなどの取り組みを推進します。
- ・地域の民生委員・児童委員・主任児童委員・地域活動協議会などが中心となり、親子で遊んだりしながら、子育てに関する相談や情報の交換、親同士の交流ができる場である地域の子育てサロンと連携・支援し、だれでも自由に参加でき、地域の子育て関係機関との連携や地域で支えあうことができるコミュニティの一層の形成をめざします。
- ・学校と福祉をつなぐ専門職であるスクールソーシャルワーカー(SSW)、こどもサポートネット推進員を小中学校へ派遣し、教職員、福祉関係機関、CSWなどと緊密に連携することにより、子どもが抱える貧困、障がい、不登校やひきこもりなどから生じる課題解決に向けた支援計画を策定し、居場所となる施設、福祉施設などの情報提供や施設の利用に向けた各種手続き支援などを積極的に行います。
- ・区役所に子育て関連の申請などで訪れた親子に対して、気軽に区役所内で子どもを遊ばせながら子育てに関する不安や悩みの相談をすることができる施設「子育て支援ルーム(Kikki)」を運営・活用し、子育ての孤立化の解消や子育てに関する知識の習得など、児童虐待の未然防

止につながる取り組みを推進していきます。

- ・子どもが抱える「ひきこもり」、「不登校」、「貧困」、「学力低下」、「孤立」などといった課題解決のため、家や学校以外に安心して集い、まなび、過ごせる居場所を学校や地域団体、企業などと連携して運営することにより、子育て世帯の支援に努めます。
- ・支援が必要な多くの方に的確に情報が届くよう、広報紙、ホームページ、各種イベントでの啓発や掲示板などの多様な媒体・手法を活用し、子育てに関するさまざまな制度や取り組みの情報発信を進めます。

4 虐待防止と権利擁護支援の強化 (虐待防止・権利擁護・DV被害者支援)

- ・子どもや高齢者、障がい者などに対する虐待の早期発見と情報共有、迅速な対応など、支援体制の構築に向け、虐待防止連絡協議会を活用し、行政・警察・消防・福祉事業者など関係機関が連携して支援できるネットワークの強化を図ります。
- ・認知症・知的障がい・精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方の権利と財産を守るため、成年後見制度[※]や日常生活自立支援事業について周知・情報提供するとともに、障がい者基幹相談支援センターや地域包括支援センターなどと連携し、利用者に適した制度の利用促進や相談支援体制の充実を図ります。
- ・DV(ドメスティックバイオレンス)により、身体的・精神的被害を受け、また、それに伴う経済的困窮などにある被害者に対し、配偶者暴力相談支援センターなど関係機関と連携し、心身の安全確保や自立に向けた継続的支援を行います。

5 包括的・重層的支援体制の構築 (地域支援連絡会議・総合的支援調整会議「つながる場」)

- ・区役所職員、区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、高齢者支援、障がい者支援、介護・医療事業者、CSW、地域福祉コーディネーターなど、地域福祉関係諸機関の実務者が参画する「北区地域支援連絡会議」を定期的開催し、北区全体や各地域における福祉課題や取り組み内容などについて認識共有を図り、課題解決に向けた連携体制の強化を支援します。
- ・高齢や障がい、生活困窮など、複合的な課題を抱えた人を支援するため、総合的支援調整の場「つながる場」を積極的に活用し、施策分野や属性を横断的・包括的に相談支援を行う体制を構築・充実します。(取り組みの柱4(1)に再掲)

取り組みの柱 3

「ふくしのまなび」から「福祉の担い手」「参加し交流する場」 づくりへ(地域づくり)(参加支援)

福祉全般についての知識と関心を深める「ふくしのまなび」は、支援を必要とする当事者が福祉の制度や自らの権利を知ること、支援を行うものが正しい知識や制度について理解を深め、適切な相談支援につなげるために大切なことです。加えて、次の世代を担う子どもたちも含む多くの区民に、福祉への関心と理解を広げることによって、地域における福祉の担い手の広がり、そこから生まれる世代や属性を超えた交流、まなびや地域社会への参加など、地域福祉活動の

※成年後見制度：判断能力が十分ではない人の権利や財産を保護する制度のこと。

場づくりにつなげることに重要な役割を持つものです。

このような地域における多世代間交流や地域福祉活動の「場」や「機会」は、住民一人ひとりが自らが地域の一員であると感じ、社会とつながり、地域でいきいきと暮らしていくための「居場所」や「持ち場(役割)」として重要です。

「令和6年度北区地域福祉活動に関するアンケート」においても、「地域福祉を推進するための課題」について、「相談しやすく、わかりやすい相談窓口の開設」「情報を必要としている人に適切に届ける」とともに、「年齢や障がいに関わらず活躍できる場や交流の機会を増やしていく」が挙げられています。

地域のさまざまな「居場所」や持ち場(役割)に参加し、交流や活動をした人が増え、またそこで支援を受けた人が別の課題を抱えた人を支援する役割と機会が生まれることで、地域において支えあう関係が構築され継続していく。このような福祉の地域づくりをめざし、区民の福祉意識の醸成と地域福祉への理解と関心の向上により地域福祉人材の育成・確保に取り組むとともに、地域福祉の活動の場「居場所」と「機会」を生み出すことで、全ての住民の地域社会への参加支援につなげていきます。

将来イメージ

- ・区民の地域福祉への理解や関心度が高まり、地域福祉活動への参加者が増加している。
- ・地域においてさまざまな地域福祉活動の場が生まれ、幅広い年代の区民の参加や交流が活発に行われている。
- ・地域福祉に関する活動の担い手の発掘と人材育成が促進している。

主な取り組み

- ・地域、企業、学校、各種団体との協力や連携による福祉教育を推進します。
- ・地域住民に地域への関心を高めてもらうとともに、関心のある人に地域福祉に関する情報を提供するなど、新たな活動者が地域活動に参加するきっかけづくりを進めます。
- ・地域福祉に関する活動の担い手を発掘するとともに人材育成に努め、地域の住民が地域福祉活動に参画できる取り組みを進めます。
- ・区民同士のつながりによって取り組まれているサロン活動などの支援を通じて、多様なつながりを生む交流の場や居場所づくりを一層推進するとともに、参加者が相談しやすい環境づくりを進めます。
- ・高齢者、障がい者、認知症、不登校、子育て世帯など、さまざまな課題を抱える人と家庭の参加と自立を促していくために、当事者の自主的な活動を支援するとともに、地域において参加できる場づくりを進めます。
- ・地域でのさまざまな取り組みについて、全ての区民へ多様な媒体、機会を捉えた情報提供を促進します。

1 福祉マインド(意識)の向上

(研修・広報・情報発信・交流を通じた理解促進)

- ・障がい者(児)福祉や認知症予防、虐待やDV防止などについての研修を、地域、企業、各種団体との協力や連携により実施し、福祉全般に対する区民への理解と浸透を図ります。
- ・区広報紙、区ホームページ、SNSなどの媒体を通じ地域福祉を推進するための施策や事業、地

域での活動について情報発信を強化します。

- ・障がい者スポーツイベントやボッチャ体験など、スポーツやレクリエーションを通じて障がい者の地域における交流の機会と障がい者福祉への理解を進めます。

2 新たな地域福祉の担い手の発掘と育成支援 (ボランティア活動支援・認知症サポーター)

- ・有償ボランティア「まちともサービス」を通じ、住民同士が互いに支えあい、助けあう活動を推進するとともに、サポート養成講座を定期的に開催し、協力者を募るなど、新たな地域福祉の担い手の発掘と育成を進めます。
- ・区内のボランティア活動や市民活動の拠点として、「北区ボランティア・市民活動センター」を北区社会福祉協議会に設置し、ボランティア・市民活動の相談窓口の充実とボランティア活動のコーディネートと連携強化、ボランティア情報の提供や企業、専門学校などの社会貢献活動のサポートを促進します。
- ・学校や地域、企業などを対象に福祉教育・ボランティア学習のプログラムの充実に努めるとともに、近隣の大学・専門学校などと連携し、ボランティア活動への参画を推進します。
- ・認知症初期集中支援チーム「オレンジチーム」を中心に認知症サポーター「オレンジサポーター」と連携し、認知症の人が住み慣れた地域で安心して生活し続けることができる社会の実現、認知症の人に優しいまちづくりを進めます。(取り組みの柱2(2)に再掲)
- ・認知症サポーター養成講座を開催し、区民に認知症についての正しい理解の浸透を図るとともに、認知症への理解や取り組みを進めている企業や団体が増えていくよう支援を行います。
- ・民間企業、NPO、地域団体などと連携し、フードドライブ・フードパントリーを実施し、生活困窮者やひとり親家庭に対する支援と支援者間の連携体制を構築します。(取り組みの柱2(2)に再掲)

3 世代や属性を超えて地域とつながり、交流・参加できる機会や居場所を生み出す支援(ふれあい喫茶・認知症カフェ・いきいき百歳体操)

- ・高齢者が健康でいきいきと暮らし続けられるように、高齢者食事サービスやふれあい喫茶などの小地域福祉活動やいきいき百歳体操など健康増進活動への支援などを通じて、介護予防の充実を進めます。
- ・認知症カフェなどの運営を通じ、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で主体的に自分らしく暮らすことができる地域社会づくりを進めます。
- ・介護予防の取り組みとして、高齢者の社会参加や生きがいづくり、地域の担い手養成を支援する「生活支援体制整備事業」を実施し、生活支援コーディネーターを通じ、さまざまな事業主体に働きかけを行い、高齢者が地域の担い手となって活躍できる居場所づくりやサービスの立ち上げ・拡充支援などを行います。
- ・生活支援コーディネーターなどが中心となって、分譲マンションをはじめとする集合住宅へ定期的に訪問し、地域資源・サービスに関する情報提供を行うなど、集会所などを活用した活動の場や居場所づくりなどのコミュニティ支援に向けて働きかけを行います。

多様な担い手が役割を分担し、協働して支援を行う 仕組みづくり(多機関連携)

地域には、住民、地域団体、NPO、社会福祉事業者など、地域において福祉をはじめさまざまな社会活動や自治を担う多様な主体が存在します。また、「取り組みの柱1」でも述べた、北区には医療・介護・福祉の各組織や多分野の企業・事業所が多く立地しています。

地域における福祉課題が複雑多様化する中、既存の制度・しくみでは解決困難な課題を抱えた住民・世帯を支援するためには、これら地域関係者、相談機関、区内企業・事業者、行政機関などが従来の枠組みを超えて連携・協働を促進することが今後ますます求められます。

さまざまな属性、課題を抱える住民が、地域で社会的に孤立することなく、必要なときに必要な相談や支援を適切に受けることができる包括的・重層的相談支援体制づくりのために、住民を含む多様な主体が連携を深め、各々の強みを発揮しての地域福祉活動への参画と協働が促進される体制づくりを進めます。

将来イメージ

- ・区民、地域団体、NPO、福祉事業者、企業など、多様な活動主体が、互いを尊重しつつ連携することで各々の強みを発揮し、地域課題の解決に向けて協働する取り組みが広がっている。

主な取り組み

- ・地域で活動する多様な主体が地域における課題やニーズを共有する仕組みを構築するとともに、課題解決に向け、互いの強みを理解・発揮し連携して協働する取り組みを支援する。

1 包括的・重層的支援体制の構築 (地域支援連絡会議・総合的支援調整会議「つながる場」)

- ・区役所職員、区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、高齢者支援、障がい者支援、介護・医療事業者、CSW、地域福祉コーディネーターなど、地域福祉関係諸機関の実務者が参画する北区地域支援連絡会議を定期的に開催し、北区全体や各地域における福祉課題や取り組み内容などについて認識共有を図り、課題解決に向けた連携体制の強化を支援します。
- ・高齢や障がい、生活困窮など、複合的な課題を抱えた人を支援するため、総合的支援調整の場「つながる場」を積極的に活用し、施策分野や属性を横断的・包括的に相談支援を行う体制を構築・充実します。(取り組みの柱2(5)に再掲)

2 民間企業など、多様な主体の地域福祉活動への参画と協働の推進 (企業連携)

- ・民間企業など多様な主体とのネットワークを拡げ、子育て支援やボランティア活動、フードドライブなど困窮世帯への支援など、地域における福祉の増進に向け、協力・連携できる関係づくりを進めます。
- ・企業における社会貢献・地域貢献活動との公民連携が地域福祉の視点を持った取り組みとして一層充実されることをめざし、啓発活動や情報提供を進めます。